

## 議案第79号

甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部を改正する条例

甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例（平成28年9月条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 管理不全空家等 空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。

第3条第2項中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第5条第2項中「特定空家等があると認める」を「特定空家等及び管理不全空家等があると思料する」に改める。

第6条中「第6条」を「第7条」に改める。

第7条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「第14条」を「第22条」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 法第13条に規定する措置に関すること。

第7条第4項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第8条中「第13条」を「第15条」に改める。

第9条第1項中「市長は」の次に「、法第22条第11項の規定による場合のほか」を加える。

#### 附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

#### 提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、特定空家等となる前の措置に係る所要の改正を行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。